サクラクオリティ感染症拡大防止対策と A Clean Practice



弊会「A Clean Practice」は、宿泊施設と地域との持続的で有機的な関係(連携)を重視し、且つ「安全」「安心」「誠実」を品質の根底に据えた品質認証制度である「サクラクオリティ」を基礎としている。サクラクオリティでは、RNA ウイルスである今回の感染症脅威に対し、以下を重視したガイドラインを提供する。

- ①対策レベル 0 から対策レベル 3 の 4 段階に分け、個々の宿泊施設が有する感染リスク環境に応じて対策レベル設定を自律的に決定し、持続可能な取り組みとする
- ②新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底に当たっては、宿泊施設は地域の安全拠点となるべきであり、常に新型コロナウイルス感染症に関する最新且つ正確な知識を有するべきである
- ③対策レベルの調整や最新情報に対応する他、感染症拡大防止対策自体も進化させ、対策レベルの向上を追求することができる仕組みである
- ④厚生労働省等の公表情報等、国内感染症対策指針に沿うこと

弊会は、宿泊施設と地域との有機的な連携が、顧客にとっての安心感に大きな影響を与えていることから、DMO 等による品質認証という枠組みを重視しており、提携した DMO 等に対し、安全性及び安心感に関する品質認証及び宿泊施設の品質向上プログラム(「サクラクオリティ」と言う。)を提供しています。

サクラクオリティは、サービス理念として、「桜」の花言葉でもある「精神の美」を、またコンセプトとして「安全」・「安心」・「誠実」であり、特に「安全」・「安心」は顧客にとってだけではなく、従業員の皆様にも、そして地域の皆様にも還元できるだけの取り組みが企業理念として昇華し実践できていることを認証施設が準拠する「サクラクオリティ倫理規範」では求めています。

つまり、サクラクオリティ品質認証制度自体が、DMO等と連携した品質認証制度を通じて、「点」としての取り組みから「面」としての取り組みへと「安全・安心・誠実の輪」を地域に広めようとするものなのです。

今回は、この安全・安心を大きく脅かす「感染症に対する拡大防止対策の知識の輪」を地域に広める取り組みとなります。

弊会は、今回の新型コロナウイルス感染症によるパンデミックを受け、宿泊施設において、さらに徹底した 安全対策、特に感染症予防の構築が、新型コロナウイルス感染症の終息迄ではなく持続的に求められるものと判断した。

2020 年 5 月 14 日に全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟により公表された「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第 1 版)」をもとに、更には、公立大学法人奈良県立医科大学感染症センター及び MBT(Medicine-Based Town:医学を基礎とするまちづくり)研究所、MBT コンソーシアム(注 2)が提唱する「3 感染経路(①接触感染、②飛沫感染、③エアロゾル感染)の遮断」による感染症拡大防止理念に基づき、宿泊施設における円滑な感染症予防体制の構築及びその持続的な実践を目的とした「実践マニュアル」を作成いたしました。

見えない敵に対して我々が有する武器は、「詳細かつ正しい知識」であり、その結果として「意識」と「行動」を変える力、それと人体の免疫システムと言えます。「詳細かつ正しい知識」を身に着けていただき、感染症拡大防止に関する「対策」とともに、より長期的な「戦略」を構築していただくために、本実践マニュアルは以下の主な目的に沿って内容を整理しています。

- 1. 「SARS-CoV-2 の構造と特徴」→新型コロナウイルス感染症の対策の基礎を知ること。
- 「COVID-19 の特徴や症状」→感染の危険性を知ること。
- 3. 「顧客ニーズ調査」→中長期的な感染症対策継続の必要性を知ること。
- 4. 「感染機構」→新型コロナウイルス感染症の感染リスクの他、重症化リスクを知ること。
- 5. 「感染経路」→感染症防御策のポイントを知ること。
- 6. 「消毒薬の作用機序」→正しい消毒方法や対策を知ること。
- 7. 「施設内感染リスク評価」→効果的な感染症拡大防止対策を実行すること。
- 8. 「感染リスクレベル」→長期的な感染症拡大防止対策に繋げること。
- 9. 「感染リスクレベルに応じた宿泊施設感染症拡大防止対策」→戦略的で適切な感染症拡大防止対策を実施すること。
- 10. 「バックヤード対策」→スタッフの感染防御策を知ること。
- 11. 「感染症対応定期訓練の要諦」→緊急時対応力の向上及び意識と組織を改革すること。
- 12. 「最新情報を提供」→最新情報に基づいた最善の感染症拡大防止対策を知ること。

A Clean Practice は、基準数 260 項目の評価を行う他、使用する消毒薬剤が正しいこと、消毒薬の使用方法が正しいこと、感染症対策に関する定期的訓練を実施していること、ATP ふき取り検査により適切に接触部位の消毒がなされていると確認ができていること等高度な対策を講じているものと評価される施設に対して与えられる。